

**第2期**

**桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)**

令和6（2024）年3月

桑名・員弁広域連合

# 目 次

<b>第 1 章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 計画期間及び基準年度 .....	1
3 対象とする範囲 .....	1
4 対象とする温室効果ガス .....	1
<b>第 2 章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標</b> .....	<b>2</b>
1 温室効果ガスの排出量と第 1 期計画の達成状況 .....	2
2 温室効果ガスの削減目標 .....	2
<b>第 3 章 目標達成に向けた取組</b> .....	<b>5</b>
1 職員全員の取組 .....	5
2 庁舎・施設管理等での取組 .....	6
<b>第 4 章 計画の進行管理</b> .....	<b>7</b>
1 推進体制 .....	7
2 計画の進行管理・公表 .....	8
3 進行管理の仕組み .....	8

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの削減に即して、桑名・員弁広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する事務事業に関し、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化など、温室効果ガス排出を削減するための取組について、計画を定めるものです。

### 2. 計画期間及び基準年度

本計画は、平成30年に策定した「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画」を改定し、第2期実行計画として新たに計画期間を定めます。本実行計画の期間は、2024年度から2030年度までとし、基準年度は国の「地球温暖化対策計画」に即し、第1期計画と同じ2013年度とします。

また、計画期間中においても、国や県の計画との整合性を図るため、2027年に見直しを行うこととします。

年度	2013	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	基準年度	第2期計画開始			中間見直し			目標年度
								

計画期間のイメージ

### 3. 対象とする範囲

本実行計画における温室効果ガス排出量の算定範囲は、広域連合が行うすべての事務事業及び広域連合が管理する施設を対象とします。

### 4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する7種類のガスのうち、広域連合から主に排出される下記の温室効果ガスを削減対象とします。

温室効果ガス	地球温暖化係数	広域連合の主な排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	燃料の使用、電気の使用など
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	し尿浄化槽汚泥の処理
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	し尿浄化槽汚泥の処理

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1. 温室効果ガスの排出量と第1期計画の達成状況

広域連合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は下記表に示すとおりです。第1期計画では、電気や灯油、ガソリンなどのエネルギー起源二酸化炭素を削減対象と設定し、目標年度（2023年度）に基準年度（2013年度）比20%削減を目標に掲げておりましたが、2023年度の排出量概算値では817t-CO<sub>2</sub>、削減率は47.3%を達成し、目標値を大幅に超えています。

これは、2019年度から再生可能エネルギーを導入しており、温室効果ガス排出係数の変動により、電気使用による温室効果ガス排出量の減少が顕著に表れたものです。電気以外では、搬入量の減少や搬入物成分の変化等により、燃料（灯油）の使用量が年々減少しています。

温室効果ガス排出量の推移

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

項目 \ 年度	2013 基準	2019	2020	2021	2022	2023 概算値	目標値
電気	764	355	316	336	32	274	
灯油	785	691	595	558	512	542	
軽油	0	0	0	0	0	0	
ガソリン	1	1	0	0	1	1	
合計	1,550	1,047	911	894	545	817	1,240
削減率		▲32.5%	▲41.2%	▲42.3%	▲64.8%	▲47.3%	▲20%

### 2. 温室効果ガスの削減目標

#### （1）削減目標の考え方

国は、世界的な脱炭素への取組が加速するなか、地球温暖化の推進に関する法律を改正するとともに、令和3年10月に地球温暖化対策計画を改定し、計画の中間目標である温室効果ガス削減目標を46%に引き上げるなど、新たな目標を示しました。

三重県では、国が地球温暖化対策計画の新たな削減目標を示した状況を踏まえ、三重県地球温暖化対策総合計画を令和5年3月に改定し、県域の温室効果ガス排出量を30%から47%に引き上げ、再生可能エネルギーの導入促進などの取り組みを進めていくとともに、県の事務事業においても、削減目標をこれまでの40%から52%に引き上げられています。

三重県における 2030 年度の温室効果ガス排出量

(単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

	2013 年度排出量 (基準年度)	2030 年度	
		目標排出量	基準年度比
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	25,953	14,350	▲45%
産業部門	13,556	7,799	▲42%
業務その他部門	3,372	1,152	▲66%
家庭部門	2,949	973	▲67%
運輸部門	3,827	2,448	▲36%
エネルギー転換部門	368	341	▲7%
工業プロセス部門	1,295	1,139	▲12%
廃棄物部門	586	498	▲15%
メタン (CH <sub>4</sub> )	249	215	▲14%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	564	555	▲2%
代替フロン等 4 ガス	515	355	▲31%
合計	27,282	15,474	▲43%
吸収源対策	—	-950	—
合計 (吸収源対策含む)		14,524	▲47%

三重県庁における 2030 年度の温室効果ガス排出量

(単位: t-CO<sub>2</sub>)

	2013 年度排出量 (基準年度)	2030 年度	
		目標排出量	基準年度比
電気	38,711	/	/
公用車燃料	7,601		
庁舎使用燃料等	11,511		
その他 (水田の耕作、家畜の飼養等)	1,107		
合計	58,930	28,286	▲52%

※三重県地球温暖化対策総合計画 (令和 5 年 3 月改定) より引用

※今後も施設の拡張等が見込まれる流域下水道事業 (県土整備部) 及び水道・工業用水道事業 (企業庁) については、別途削減目標を設定

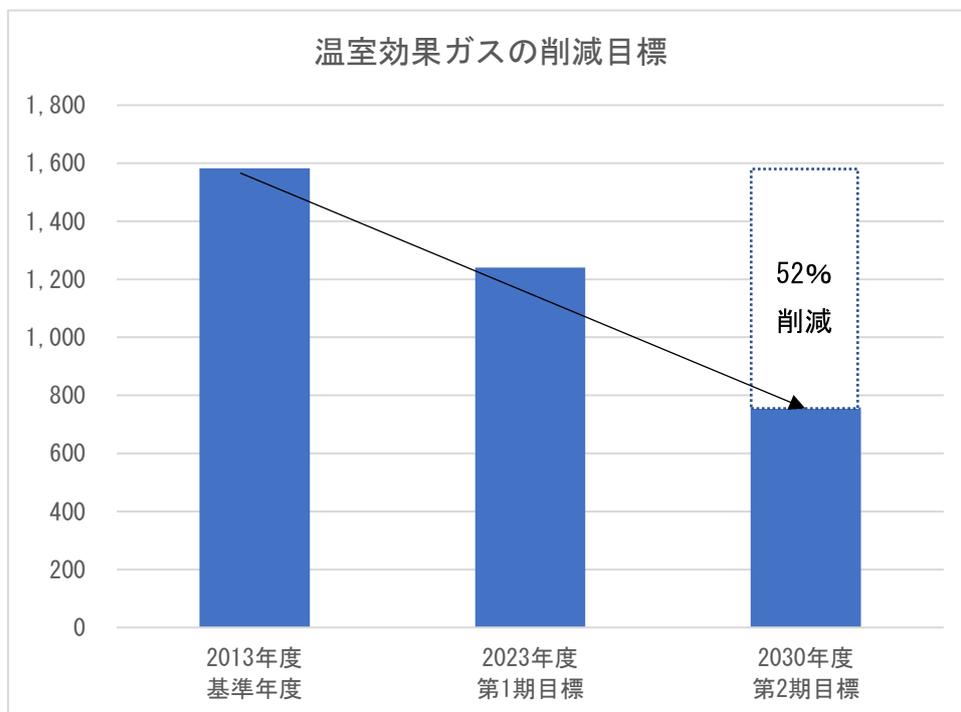
第2期計画では、第1期計画で削減対象としていた二酸化炭素の他に、し尿浄化槽汚泥の処理に伴い発生するメタン、一酸化二窒素を削減対象とします。温室効果ガスごとの削減目標は設定しませんが、令和5年3月に改定された三重県地球温暖化対策総合計画に示された事務事業における削減目標（52%削減）を踏まえ、2030年度における温室効果ガス総排出量の削減目標値は以下のとおりとし、第1期計画より高みを目指します。

広域連合の温室効果ガス削減目標

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

対象とする温室効果ガス	2013年度排出量 (基準年度)	2030年度 基準年度比	2030年度 目標排出量
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1,550	/	/
メタン (CH <sub>4</sub> )	5		
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	27		
合計	1,582	▲52%	759

(単位：t-CO<sub>2</sub>)



### 第3章 目標達成に向けた取組

温室効果ガス排出量削減に向けた取組については、職員全員の環境に配慮した行動によるものと、効率の高い設備や機器へ更新するなどの技術的なもので分けられます。

目標を達成するためには、全ての職員が職場と家庭の垣根なく省エネ・省資源行動を引き続き実践し、エネルギー消費効率の高い機器の積極的な導入と、その運用について工夫が必要です。

#### 1. 職員全員の取組

項目	取組内容
空調機器の適正な使用	①冷暖房の設定温度の適正化（冷房は28℃、暖房は20℃） ②窓の開け閉めや、ブラインド等で日射を遮る ③使用されていない部屋の空調停止
照明の適正な使用	①始業前、昼休みの消灯 ②照明点灯箇所、点灯時間の削減
OA 機器等の適正使用	①未使用時に電源を遮断し、待機電力の削減に努める ②OA 機器等は省電力の設定を行う
公用車	①アイドリングストップ等エコドライブの推進 ②公共交通機関を積極的に利用し、できる限り公用車の使用を控える ③近距離の出張には、できる限り徒歩又は自転車を利用する
用紙類使用量の削減	①両面コピー、裏面利用の徹底 ②コピー使用後のリセットの徹底 ③ファイル共有サービス等の利用 ④タブレット端末等による Web 会議やペーパーレス会議の推進
廃棄物の削減・3Rの推進	①職場のごみ箱の撤去、不用意なごみの削減 ②正しく分別し、リサイクルを図る ③マイカップ、マイボトルの利用促進し、使い捨て容器の不使用 ④使用済みになった封筒やファイルの再利用促進 ⑤職員が持ち込んだ物は持ち帰り、ごみの減量化を図る
啓発その他	①計画的な業務執行による時間外勤務の削減により、照明機器や OA 機器等の電気使用量を削減 ②職員に対する環境教育を推進し、環境に対する意識高揚を図る ③夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを実施する

## 2. 庁舎・施設管理等での取組

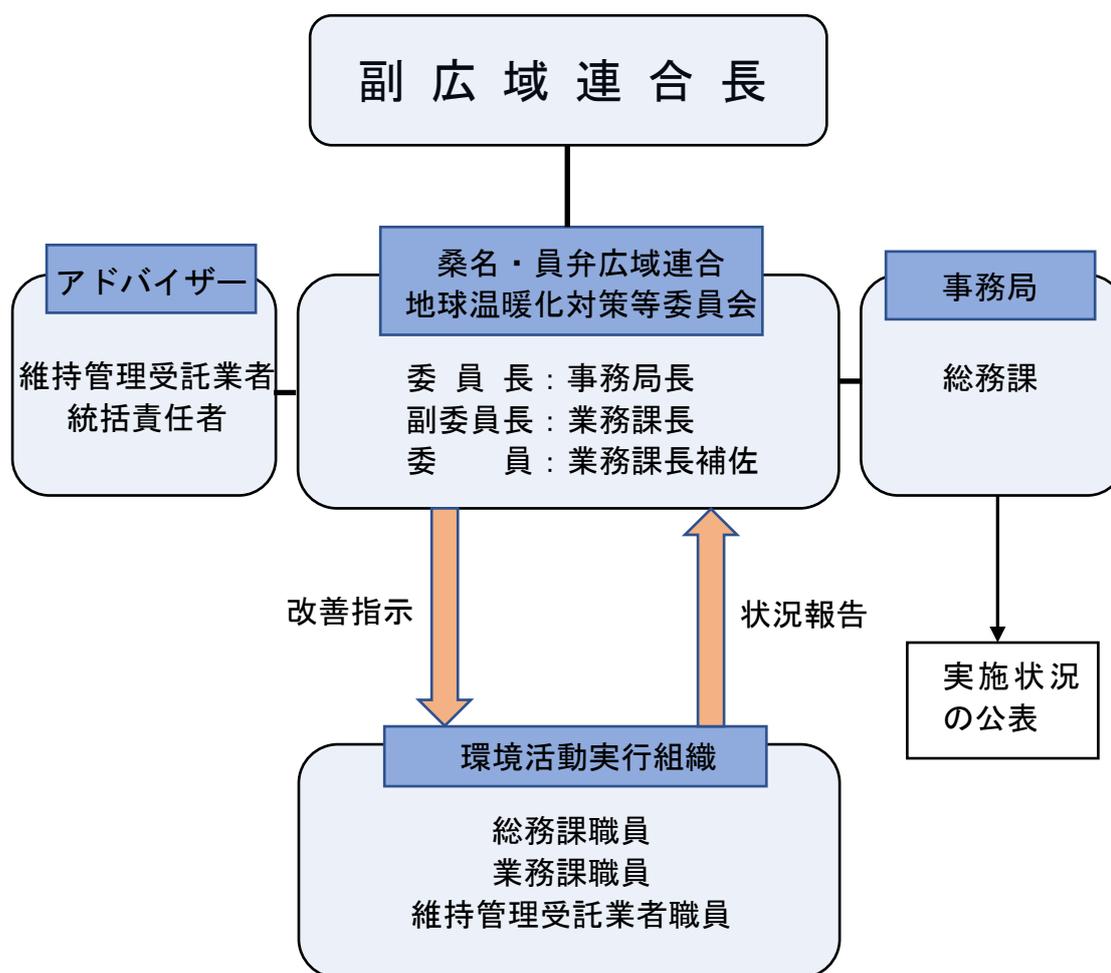
項目	取組内容
空調管理	①余熱を利用し、早めの電源 OFF に努める ②空調機の定期的な清掃、点検 ③エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
照明管理	①業務上支障のない範囲で、照度の調整や蛍光灯の間引きを行う ②照明器具等を設置又は交換する場合は、LED 照明を可能な限り導入する
プラント設備	①定期的な点検、修繕を実施し、機器の稼働効率の維持改善に努める ②大規模改修時のプラント施設の更新時には、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に切り替える ③電気、薬品、燃料等の削減を意識した効率運転
その他	①公用車を新規導入する際には、環境性能に優れたハイブリッド車や電気自動車（EV）等への更新 ②再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出量の削減を図る

## 第4章 計画の進行管理

### 1. 推進体制

本計画の推進体制は、以下に示すとおりです。

#### 【環境管理組織】



## 2. 計画の進行管理・公表

### (1) 実行計画の進捗状況の調査・集計

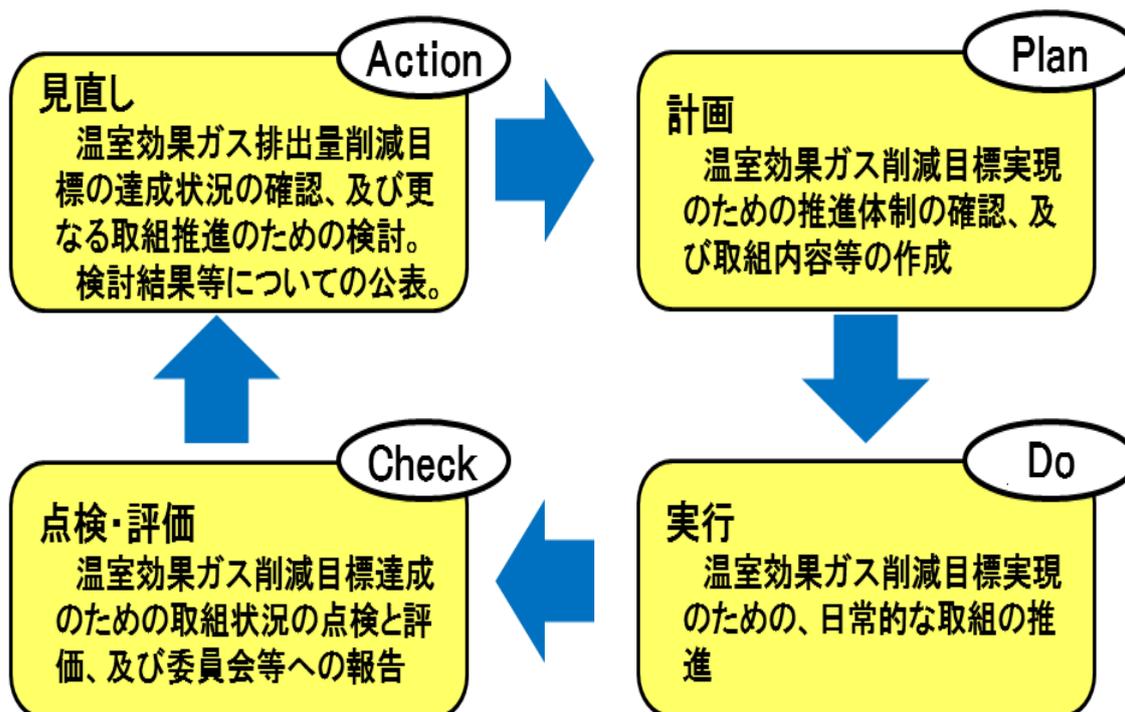
事務局は、毎年度、取組状況や温室効果ガス総排出量等を調査・把握し、進捗状況を集計します。

### (2) 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広域連合ホームページ等で公表します。

## 3. 進行管理の仕組み

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル〔計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し（Action）〕に従って行います。



## ①計画 (Plan)

実施状況や進捗状況を踏まえ、目標の達成に向けた推進体制や取組内容を設定する。

## ②実行 (Do)

温室効果ガス排出量の目標を達成するために、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。特にプラント施設に使用する、電気、灯油、薬品の削減(使用量計画表別紙1)に向け、運転管理等(別紙2)を行う。

## ③点検・評価 (Check)

### 環境活動実行組織の実施事項

全職員は、月1回「チェックシート」に基づき自らの行動を5段階評価し委員へ提出する。

維持管理受託業者職員は毎月、電気、灯油、薬品の使用量(CO<sub>2</sub>管理表)及びチェックシート(施設管理用)①~④を基に効率運転が行われているか確認する。月末にCO<sub>2</sub>管理表を委員に提出する。

### 委員の実施事項

- (1) 委員は、職員より報告された「チェックシート」を基に、月に1回「チェックシート月別総括」に集約し、事務局へ提出する。
- (2) 「チェックシート月別総括表」により、指導が必要な場合は、職員に対し適宜指導を行う。
- (3) 電気、灯油、薬品の使用量が計画通り削減されているか、CO<sub>2</sub>管理表を毎月確認する。
- (4) 指導が必要な場合は、維持管理受託業者職員に適宜指導を行う。

### 副委員長の実施事項

副委員長は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況(改修・更新等)を把握する。

### 事務局の実施事項

- (1) 事務局は、委員から提出された「チェックシート月別総括表」及びCO<sub>2</sub>管理表を取りまとめ、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会へ報告する。
- (2) 毎年4月末日にエネルギー使用量等実績報告書を作成し、桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会へ報告する。

## ④見直し (Action)

- (1) 桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会は、毎年、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。
- (2) 桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、毎年1回、措置及び施策の実施状況について、ホームページ等で公表する。

## 桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「桑名・員弁広域連合地球温暖化対策等委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の進行管理に関すること。
- (3) その他、必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は桑名・員弁広域連合事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理する。副委員長には、業務課長をもって充てる。
- 4 委員会事務局は、事務の取りまとめを行う。事務局は総務課課員をもって充てる。
- 5 委員は、業務課長補佐をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、年に1回定例会を開催する。
- 3 前項の定例会の他、委員長が必要と認めた場合は、臨時委員会を招集することができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。